

宮城県民会館及び宮城県民間非営利活動プラザの集約・複合化事業に係る大規模事業評価「評価書」の要旨

令和3年8月23日
宮 城 県

行政活動の評価に関する条例（平成13年宮城県条例第70号）第10条第1項及び行政活動の評価に関する条例施行規則（平成14年宮城県規則第26号。以下、「規則」という。）第21条の規定により、宮城県民会館及び宮城県民間非営利活動プラザの集約・複合化事業に係る大規模事業評価の「評価書」を作成した。その要旨については、次のとおりである。

1 対象事業名

宮城県民会館及び宮城県民間非営利活動プラザの集約・複合化事業

2 事業の概要

仙台医療センター跡地に、宮城県民会館及び宮城県民間非営利活動プラザの集約・複合化施設を整備し、両施設が抱える老朽化などの課題を解消するとともに、利用者間の交流や事業の連携などを通して、両施設のこれまでの取組を更に発展・強化するもの。

【参考】

予 定 地：仙台医療センター跡地（仙台市宮城野区宮城野二丁目地内）

事業規模：施設 22,200㎡

・ホール部門（大ホール）	8,000㎡
・民間非営利部門（交流サロン、NPOルーム、相談室、共同作業室）	600㎡
・創造・育成・連携拠点部門（スタジオシアター、スタジオ等）	4,700㎡
・交流・コミュニティ部門（ギャラリー、アートライブラリー、会議室、エントランスロビー、カフェ等）	2,800㎡
・管理運営部門（事務室、廊下、機械室等）	6,100㎡

事業期間：令和3年度から令和10年度まで（令和10年度中 供用開始予定）

事業費：初期建設費 25,339.1百万円、維持管理費 33,275.2百万円（維持管理期間30年）

3 県民生活及び社会経済情勢に対する効果並びにその把握の方法

本事業の実施により、両施設の用途が類似している諸室を共有化することで、規模の適正化を図りながら、両施設が抱える課題を解消し、機能性の向上を図る。さらに、両施設が集約・複合化することで、多様な主体が結びつき、これまで以上に、県民の心豊かな生活の実現や社会包摂の促進などの効果に結びつく新たな取組の展開により、本県の文化芸術及びNPO活動の更なる振興を図る。

なお、事業実施の効果については大規模事業評価の基準に従い、定性的・定量的に分析し、把握した。

4 評価の経過

令和3年6月8日に宮城県行政評価委員会に諮問し、同委員会大規模事業評価部会（以下、「部会」という。）において、「評価調書」を基に2回にわたり審議が行われ、同年8月11日に答申を受けた。

この間、6月8日から7月7日にかけて県民意見の聴取を実施し、12件の意見が提出された。

5 行政評価委員会の意見

答申では、「事業を実施することは妥当と認めます。」との意見を受けた。

なお、評価書を作成するに当たり検討すべき事項として、5点の附帯意見が付された。

6 評価の結果

部会における調査審議の経過及び上記5の答申を踏まえ、本事業について、規則第17条第1項に定める基準に基づき評価を行った結果、本事業を実施することは適切であると判断した。（評価結果の詳細については、「評価書」を参照）

なお、同答申の内容及び県民から提出された意見に対する県としての検討結果は、評価書に記載した。